

ひとり親家庭のために

児童家庭課 ☎ 973・4983

児童扶養手当の支給

離婚などにより父親と生活を共にできない児童の母や、母に代わって児童を養育している人に対し、その児童が18歳になり最初の3月31日を迎えるまでの期間(心身に中程度以上の障害がある場合は20歳になる月まで)支給します。ただし、所得制限や資格要件等があります。

【手当の額】

全部支給月額・・・41,720円
一部支給月額・・・41,710円
9,850円

母子・父子家庭等医療費助成事業

母子・父子家庭及び養育者世帯の児童に対し、受けた医療費の本人負担金の一部を助成します。

【対象者】

うるま市に住所があり、医療保険に加入している者で、次のいずれかに該当する者が対象となります。

- ・母子家庭の母と児童
 - ・父子家庭の父と児童
 - ・養育者が養育する父母のいない児童
- ただし、所得制限や資格要件等があります。

母子家庭等日常生活支援事業

母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦の方が修学や病気等で日常生活を営む上で一時的に支障が生じた場合に、家庭生活支援員を派遣します。利用される方は事前に登録が必要です。

母子・寡婦福祉資金貸付

母子家庭や寡婦の方たちの経済的自立の援助と児童の福祉のために、無利子あるいは低利子で資金の貸付を行っています。申請窓口はうるま市で、県(中部福祉保健所)の審査等を経て貸付の可否が決定されます。

【資金の種類】

事業開始・事業継続・修学・技能習得・修業・就職支度・医療介護・生活・転宅・就学支度・結婚など



母子家庭の母の資格取得と

経済的自立を支援するために
次のような給付制度があります

母子家庭自立支援教育訓練給付金事業

医療事務やホームヘルパーなど指定された教育訓練講座を受講した場合、受講に要した経費の40%(8,001円以上で20万円以下)を支給します。
(受講開始前に必ずご相談ください)

高等技能訓練促進費等事業

看護師や介護福祉士などの資格取得のため、2年以上養成機関等で修業する場合に修業期間の全期間について、生活の負担軽減を図るための費用を支給します。(事前にご相談ください)

障害のある子供のために 特別児童扶養手当の支給

身体や精神に中程度以上の障害がある20歳未満のお子さんを扶養している父母又は養育者に支給します。ただし、所得制限などがあります。

【手当の額(月額)】

- ・1級該当の児童一人につき
50,750円
- ・2級該当の児童一人につき
33,800円

うるま市一人親世帯 新入学児童生徒激励事業のお知らせ

うるま市一人親世帯等の新入学児童生徒に対して激励金を支給します。

【対象】うるま市内に居住する

- ①母子家庭の小学校一年生
 - ②父子家庭の小学校一年生及び中学校一年生
 - ③その他の養育世帯(祖父母等が養育している世帯)の小学校一年生及び中学校一年生
- 但し、児童扶養手当受給世帯は小学校一年生までとする。

※生活保護世帯は対象外とする。

【申請方法】

所定の申請書に必要事項を記入し、居住する地区の社会福祉協議会(本所・支所)に提出してください。

【受付期間】

4月13日(火)～4月27日(火)

【お問い合わせ先】

うるま市社会福祉協議会

・本所(総務課)

☎ 973・5459

・石川支所

☎ 964・2494

・勝連支所

☎ 978・5914

・与那城支所

☎ 978・0011